

別記様式第二（第四十条関係）

面	裏	面	表
医療法抜粋 第六條の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告が第六條の五第一項から第三項まで又は前二條の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。 3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第八十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 二 第五條第二項、第六條の八第一項若しくは第二十五條第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六條の八第一項若しくは第二十五條第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	第 号 氏 職 名 名 令和 年 月 日発行 医療法第六條の八の規定による当該職員の証 〇〇都道府県、〇〇市又は〇〇区 印 写 真 庁 印		